## 経 済 産 業 省

令和5年5月19日

一般社団法人日本玩具協会 御中

経済産業省産業保安グループ製品安全課

磁石製娯楽用品及び吸水性合成樹脂製玩具の規制への協力依頼

貴協会におかれましては、日頃から、製品安全行政へ御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

この度は、下記のとおり、標記についての御協力のお願いをさせていただきます。

記

## 1. 消費生活用製品安全法の新たな規制について

消費生活用製品安全法では、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品を「特定製品」と指定し、特定製品の製造、輸入及び販売を規制しています。

「特定製品」に指定された製品については、同法で定める技術基準(省令)に適合している旨のPSCマークを付していない場合、製造、輸入及び販売ができなくなります。

磁石製娯楽用品(マグネットセット)と吸水性合成樹脂製玩具(水で膨らむボール)については、近年、乳幼児がこれらの製品を誤飲することによる事故が相次いで発生していることから、消費生活用製品安全法の特定製品に当該2品目を指定する消費生活用製品安全法施行令の改正政令が本日公布され、6月19日に施行されることとなりました。

具体的には消費生活用製品安全法施行令の別表第一に以下のとおり2品目が加わりました。

●磁石製娯楽用品(磁石と他の磁石とを引き合わせることにより玩具その他の娯楽用品と して使用するものであつて、これを構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品が経済 産業省令で定める大きさ以下のもの※に限る。)

- ●吸水性合成樹脂製玩具(吸水することにより膨潤する合成樹脂を使用した部分が吸水前において経済産業省令で定める大きさ以下のもの※に限る。)
- ※今後、乳幼児が飲み込みうる大きさとして、経済産業省令において、ISO8124-1 に規定されている小部 品シリンダーに収まる大きさ以下のものと規定する予定。
- 注1:磁石製娯楽用品の技術基準として、ISO8124-1 と同様に、仮に誤飲した場合でも体外に自然排出される水準の磁力である、磁束指数(最大磁束密度の二乗と極の面積に積)が 50kG2・mm2 未満となることを求める予定。
- 注2:吸水性合成樹脂製玩具の技術基準として、ISO8124-1と同様に、仮に誤飲した場合でも体外に自然 排出される水準である、吸水前の状態から50%を超えて膨潤しないことを求める予定。

いわゆるマグネットセットは、今後技術基準で定める予定の磁力を超えるものであるため、 技術基準を満たさず、規制により製造、輸入及び販売ができなくなります。

また、いわゆる水で膨らむボールも、今後技術基準で定める予定の膨潤率を超えて膨張するため、技術基準を満たさず、規制により製造、輸入及び販売ができなくなります。

なお、マグネットセットはおもちゃとしての販売以外にも「14歳以上向けストレス解消」 等の記載で販売されている場合がありますが、こうした子供向けではない製品についても、 新たな規制の対象になり、販売できなくなります。

なお、磁石製娯楽用品と吸水性合成樹脂製玩具の技術基準等については、今後 6 月 19 日までに公布・施行する予定ですが、6 月 18 日以前に製造又は輸入した製品を 12 月 18 日まで〇 P S C マークを付さずに販売することは可能です。

## 2. 御協力のお願い

貴協会におかれては、上記の規制について、会員企業様への周知等の御協力をよろしくお 願いします。

今回の規制についてご不明な点がございましたら、当課までお問い合わせ下さい。

<お問い合わせ先>

経済産業省 産業保安グループ 製品安全課

電話:03-3501-4707

担当:小野塚、松岡